

条	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	解 説
附則	この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和48年法律第80号）の施行の日（昭和48年12月14日）から施行する。	
	(昭和49年7月25日運輸省令第32号) 1 この省令は、昭和49年8月1日から施行する。 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
	(昭和49年8月27日運輸省令第36号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、昭和49年9月1日から施行する。	
	(昭和51年3月27日運輸省令第8号) 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
	(昭和43年11月22日運輸省令第61号) (施行期日) 1 この省令は、昭和53年12月1日から施行する。 (経過規定) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
	(昭和56年3月19日運輸省令第6号) (施行期日) 1 この省令は、昭和56年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
	(昭和56年3月30日運輸省令第12号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和56年4月1日）から施行する。	
	(昭和56年4月25日運輸省令第18号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、昭和56年5月1日から施行する。	
	(昭和58年8月24日運輸省令第42号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、昭和58年10月2日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中船舶安全法施行規則第1条、第66条、別表第1及び第15号様式別表の改正規定並びに第3条及び第4条の規定は、昭和58年8月25日から施行する。	
	(昭和58年12月23日運輸省令第51号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、公布の日から施行する。 (船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置) 第2条 この省令の施行前に第1条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第3条第1項第17号に掲げる物件に係る船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の2の規定により受けた認定は、第1条の規定による改正後の同令第3条第1項第17号に掲げる物件に係る同法第6条の2の規定により受けた認定であって、物件の範囲をプロペラ軸系の逆転機又は減速装置に限定されたものとみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。	
	(昭和59年3月19日運輸省令第4号) (施行期日) 1 この省令は、昭和59年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
	(昭和59年6月22日運輸省令第18号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、昭和59年7月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同	

表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。	
北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長
第3条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。	
(昭和61年6月27日運輸省令第25号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、昭和61年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	
(昭和62年3月25日運輸省令第25号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、昭和62年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
(昭和62年9月29日運輸省令第55号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和62年10月1日）から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
(平成元年3月31日運輸省令第12号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、平成元年4月1日から施行する。 (経過措置) 3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
(平成元年7月20日運輸省令第24号) この省令は、公布の日から施行する。	
(平成3年3月22日運輸省令第2号) (施行期日) 1 この省令は、平成3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	
(平成3年10月11日運輸省令第33号) 抄	

	<p>(施行期日) 第1条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成3年法律第75号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成4年2月1日。以下「施行日」という。）から施行する。</p>	
	<p>(平成6年3月29日運輸省令第9号) (施行期日) 1 この省令は、平成6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。</p>	
	<p>(平成6年3月30日運輸省令第14号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、平成6年4月1日から施行する。</p>	
	<p>(平成9年3月21日運輸省令第15号) (施行期日) 1 この省令は、平成9年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。</p>	
	<p>(平成6年5月19日運輸省令第19号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、平成6年5月20日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中小型船舶安全規則第48条の改正規定（海面着色剤に係る部分に限る。）、同令第58条第1項第9号及び第10号の改正規定、同令第2項に3号を加える改正規定（同項に第9号及び第10号を加える部分に限る。）、同令第63条の改正規定並びに同令第84条の2の次に1条を加える改正規定、第2条、第3条中船舶安全法施行規則第60条の5の改正規定並びに第4条並びに附則第2条第2項並びに附則第3条第1項、第2項、第7項及び第8項の規定は、平成6年11月4日から施行する。</p>	
	<p>(平成9年12月15日運輸省令第83号) この省令は、平成10年1月1日から施行する。</p>	
	<p>(平成10年7月1日運輸省令第51号) この省令は、公布の日から施行する。</p>	
	<p>(平成12年3月22日運輸省令第9号) (施行期日) 1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。</p>	
	<p>(平成12年11月29日運輸省令第39号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、平成13年1月6日から施行する。 第2条 この省令による改正前の船員法施行規則第17号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第1号様式による水先人免許申請書、第3号様式による水先免状再交付申請書、第4号様式による水先人免許更新申請書、第5号様式による水先人試験第一次、第二次受験申請書並びに第12号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第1号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第1号様式の3による封印取付受託者の標識、第4号様式による回送運行許可証、第12号様式の3による検査標章、第15号様式による軽自動車届出書、第16号様式による軽自動車届出済証、第17号様式の2による臨時運転番号標貸与証並びに第17号様式の3による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成11年運輸省令第4号）別記様式による海技免状引換え申請書、第2号様式による海技従事者免許申請書、第3号様式による限定解除申請書、第6号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第7号様式による海技免状更新申請書、第9号様式による海技免状再交付申請書、第11号様式その1による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第11号様式その2による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第13号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第15号様式による乗組み基準特例許可申請書、第15号様式の2による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第16号様式その1による納付書並びに第16号様式その2による納付書、</p>	

	<p>船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第1号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第3号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第10号様式による登録事項等通知書、第11号様式による抹消登録証明書、第12号様式から第14号様式までによる登録事項等証明書、第15号様式による自動車検査証、第16号様式による自動車検査証返納証明書、第17号様式による自動車予備検査証並びに第18号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第1号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第3号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第4号様式による登録事項変更届出書、第5号様式による変更届出添付書類、第6号様式による取引額報告書、第11号様式及び第12号様式による旅行業登録票並びに第13号様式及び第14号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第10号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第1号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第3号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。</p>	
	<p>(平成14年6月28日国土交通省令第79号) (施行期日) 第1条 この省令は、平成14年7月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。</p>	
	<p>(平成16年3月31日国土交通省令第34号) この省令は、公布の日から施行する。</p>	
	<p>(平成16年12月21日国土交通省令第106号) この省令は、平成17年1月1日から施行する。</p>	
	<p>(平成17年3月28日国土交通省令第 号) この省令は、平成17年4月1日から施行する。</p>	
	<p>(平成26年6月2日国土交通省令第53号) (施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。 (船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置) 2 平成26年7月1日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成21年1月1日前に建造に着手されたもの）であって、平成30年7月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第1条の規定による改正後の船舶設備規程に規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 3 第1条の規定による改正後の船舶設備規程第115条の4の2第1項第1号の規定は、国際航海に従事しない船舶であって平成29年7月1日前に建造契約が結ばれたもの（建造契約がない船舶にあっては、平成30年1月1日前に建造に着手されたもの）のうち平成33年7月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、適用しない。 4 前2項の船舶であって、平成26年7月1日以後に主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前2項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	